

## 島根県職連合 組合用語解説のページ

労働組合で使用される用語は、独特の言い回しやこれまでの背景の理解のうえ使用されているものが多く、労働組合活動の分かりにくさの原因になっています。

それを少しでも解消し、組合員のみなさんが楽しく組合活動に参加できるように、組合用語解説のページを設けたのでご利用ください。

【出店】自治労総合企画総務局編『What's Jichiro』2025年版より抜粋

### あ

- IL0100号条約／同一価値の労働について、男女労働者に対する同一報酬に関することを定めた条約。
- IL0151号条約／公務員の団結権、団体交渉権、争議権および市民的権利を定めた条約。  
自治労は、自治体職員のストライキ権（争議権）の獲得という労働基本権確立の最終目標に至る中期的目標として、「団体交渉による賃金・労働条件決定制度の確立」をめざし、同条約の批准と国内法の改正に力を注いでいる。
- アウトソーシング／企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする他の企業に外部委託すること。「行政コスト削減」のためとして、1980年代以降、推し進められてきた。自治体は多方面・専門的な人材育成の能力を失い、他方で業務請負業者の多くは違法な労働者供給が原因で労使トラブルが頻発するなど、多くの問題が生じている。
- 安全・衛生委員会／労働安全衛生法、同施行令、同規則に基づき、各業種ごとに常時使用労働者数に応じて設置義務が定められている組織。主に労働者の危険防止対策を審議するのが安全委員会で、主に労働者の健康障害防止対策を審議するのが衛生委員会。両方の機能を兼ね備えた安全衛生委員会として設置することもできる。委員の半数は労働者の代表でなければならず、毎月1回以上の開催が義務づけられている。

### い

- 一時金／期末手当および勤勉手当で構成され、民間の賞与・ボーナス等に相当する手当。期末手当には、勤勉手当と異なり成績の反映がない。勤勉手当は、職員の勤務成績に対する報償的性格と能率給的な性格を持ち、民間企業での賞与の中の成績査定部分に相当する。

## お

- オルグ／オルガナイズ（組織する）の略。職場の人に、組合への加入や、さまざまなイベント・運動への参加を促す活動のこと。

## か

- 官民比較方式／仕事の種類、役職段階、学歴、年齢等の条件が同一である民間の従業員の賃金と比較して、国家公務員の給与を改定する方式のこと。

## き

- 機関紙（誌）／組合が出す新聞のこと。あるいは政党や研究所などの団体が、その目的を達成するために発行する新聞や雑誌。
- 企業別組合／企業別組合は、企業内組合とも呼ばれ、日本の労働組合の組織形態の特徴である。企業や事業所別に組織されているため、会社側に従属しやすく、団体交渉力が弱いという指摘がある。一方、組織率は高く、財政的に安定しているとも言われる。
- 共闘（共同闘争）／2つ以上の組織が共同して闘争すること。自治労も種々の課題の解決のために他の団体とともにたたかっている。公務労協、部落解放中央共闘などがある。
- 協約・協定／協約は個人と団体、あるいは団体相互の間の交渉や協議によって結ばれた取り決め。協定よりも強い規定力がある。協定とは、協議して決めることや、その内容。違反を取り締まる効力までではない。地方公務員の非現業職は書面協定はできるが、協約締結は認められていない。地方公務員の現業・公企職は協約締結権がある。

## け

- 檄（げき）／主に選挙や各種闘争の際、支援する者が候補者などの応援のため、勝利祈願を込めて寄せるメッセージ。寄せ書きの布の形をとるものを檄布（げきふ）と呼ぶ。

## こ

- 綱領／政党や労働組合の基本的な立場、目的、計画、運動方針などを要約し規定した文書。自治労では「自治労21世紀宣言」がこれに相当する。
- こくみん共済 coop 自治労共済推進本部／自治労共済生協は、2013年6月1日、全労済と統合し「全労済自治労共済本部」に事業活動の主体を移した。また団体生命共済、火災共済、自然災害共済、自動車共済（マイカー共済）の各共済事業が、全労済の元受事業となった。2019年6月からは全労済全体として新愛称「こくみん共済 coop」を使用し、自治労共済推進本部も2020年9月より使用している。

## さ

- サービス残業／所定時間外の労働に対して賃金が支払われない残業のこと。労働基準法では、時間外労働に対しては割増賃金の支払いを義務づけている。この労働に対して賃金の支払いが無い場合は違法行為となる。当然支払われるべき賃金が払われていないことから「不払い残業」とも呼ばれる。
- 最賃／最低賃金の略語。
- 再任用／高齢者再任用制度の略。退職した者が再び、雇用されること。年金給付開始年齢が引き上げられたため、雇用と年金の接続をはかることを目的に、65歳までの高齢者再任用制度がつくられた。さらに2023年度から定年引き上げが実施され、職場には雇用・勤務形態が異なる高齢職員が混在することとなる。

## し

- 自治労21世紀宣言  
自治労の「綱領的文書」

わたしたちは、半世紀にわたり「自治労基本綱領」のもとで進めた運動の蓄積とその英知に学び、未来への展望を切り拓くために、次の目標実現にむけて、全力で取り組むことを宣言する。

- 一、わたしたちは、「自由・公正・連帯」の社会の創造にむけ、国内外の民主的な諸団体と連携して労働運動の前進を期す。

- 一、わたしたちは、公共サービスを担うすべての労働者・労働組合を結集し、対等な労使関係を確立して組合員の生活と権利の向上をはかる。
- 一、わたしたちは、市民と労使の協働で、有効で信頼される政府を確立し、市民の生活の質を保障する公共サービスを擁護・充実する。
- 一、わたしたちは、自治・分権改革の進展にたゆまず努め、参加と自己決定による自立した市民社会、生活と労働の調和する男女平等参画社会を実現する。
- 一、わたしたちは、安心・安全・信頼の協力社会を構築し、基本的人権の確立・世界平和の創造・地球環境との共生をめざす。

(2003年9月採択)

- シュプレヒコール／デモ行進などで、一斉にスローガンを唱和すること。
- 春闘（春季生活闘争）／毎年春に各産業の労働組合が経営側に対し、一斉に賃上げ（ベースアップや定期昇給など）や労働条件の改善を要求すること。
- 昇給・昇格／昇給とは、同一級内において上位の給料月額を受けること。昇格とは、職員の職務級を上位の職務級に変更すること。たとえば、2号から3号に上がるのが昇給であり、2級から3級に上がるのが昇格である。
- 書記／組合の運動、日常業務、共済活動を役員とともにやっている組合に雇用された職員。自治労には全国に約2,100人の書記がいる。
- 女性活躍推進法／女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。法改正により2022年4月1日から、労働者101人以上の企業は、女性の活躍推進にむけた行動計画の策定などが義務づけられた。

## す

- スト批准投票／自治労が春闘期から確定期にかけて行う産別統一ストライキについて、その指令権を自治労中央闘争委員会に委譲することについて、組合員の上承を求める投票行為。毎年2月上旬に実施する。組合員総数（投票数ではない）の3分の2以上の賛成をもって批准成立とされ、自治労中央闘争委員会の闘争指令権が確立される。
- ストライキ／労使の利害の対決が団体交渉などによって調整されない場合、労働者が団体行動権（ストライキ権・争議権）を行使し、労働の提供を労働者の共同行為として停止すること。憲法第28条は「勤労者が団結・団体交渉・団体行動（ストライキ）する」

権利（労働三権）を保障している。

- スローガン／自分たちが主張していることを簡潔に力強く文章化したもの。政党や労働組合の大会や集会で掲示される。

## せ

- 整理解雇4要件／使用者側の経営事情等により生じた従業員数削減の必要性に基づいて一定数の労働者を解雇することを、整理解雇と呼ぶ。ただし、解雇権の乱用とされるときは、その整理解雇は無効となる。解雇権乱用になるか否かの基準として、次の4つの要件が数多くの判例により確立されている。①人員削減の必要性が存在すること、②解雇を回避するための努力義務が尽くされていること、③解雇される者の選定基準が合理的であること、④解雇手続が妥当であること。
- 専従／組合員が自治体職員の仕事から離れて、専ら組合活動に従事すること。自治体職員としての身分のある「在籍専従」（休職専従）と、身分を離れた「離籍専従」に分かれる。在籍専従が可能な期間は、1997年3月に地公法の一部が改正され、1997年4月1日より5年から7年に延長された。
- 全労連・自治労連（日本自治体労働組合総連合）／地方公務員などを組織する共産党系の労働組合で、自治労とは競合関係にある。連合への加盟に反対するとして自治労から脱退していった単組グループが中心になって作られた。

## そ

- 総代会／生協の最高意思決定機関。基本方針、事業計画、予算・決算、役員選出などの重要事項を決める。生協組合員の中から選ばれた総代によって行われ、自治労共済生協では毎年7月に開催する。
- 総評（日本労働組合総評議会）／1950年7月に結成されて以来、1989年11月に解散されるまでの間、日本最大のナショナルセンターとして労働運動、反戦・平和運動などを指導した。

## た

- 代議員／大会で議決権を有する者のこと。自治労大会の代議員数は、組合員1,000人につき1人の割合で、県本部単位で選出する。中央委員とは中央委員会で議決権を有するもので、組合員2,500人につき1人の割合で選出される。
- 「団結がんばろう！」／大会その他種々の集会の最後に行く。「団結ヨーイ」で左手を腰にかけ、右手のこぶしを耳の横あたりに構え、「がんばろう！」の合図とともに右手のこぶしを天にむかって突きあげる。
- 単組（たんそ）／「単位組合」の略語。自治体別（企業別）に組織された労働組合であり、上部団体に加入している。また、単組の規模が大きい場合には、下部機構として支部・分会等を持つことがある。
- 単代／単組代表者会議の略。

## ち

- 地域手当／民間賃金、物価および生計費がとくに高い地域に在勤する職員に支給される手当。基本給・特別調整額・扶養手当の合計額に対象地域ごとの率を乗じた額となる。
- チェックオフ／賃金を渡す以前の段階で、その賃金から保険料や組合費等を差し引くこと。
- 中央行動／春闘期、人勧期などの交渉時、都心部などで集会を開き、その後、デモ行進を行う等の行動。
- 中労委／正式名称を中央労働委員会という。労働組合法に定める不当労働行為救済と労働関係調整法による労働争議の調整を行う機関。使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）および公益を代表する者（公益委員）の各15人で組織する三者構成の機関。都道府県ごとに地方労働委員会（地労委）が置かれている。
- 賃金・給料・給与／賃金とは、労働者が労働に対する報酬として受け取る対価のこと。労働基準法では「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と定義される（労基法第11条）。給料とは、正規の勤務時間に対する報酬を指す。「基本給」のこと。

給与とは、給料に超過勤務手当や特殊勤務手当なども含めた報酬のすべてを指す。なお、給料という言葉は、雇用主・使用者から「料（労働力の代価、代金）を給わる」という卑屈な意味となることから、労働組合では賃金と呼ぶことを原則としている。

## て

- 定数／自治体の職員は、無制限に採用することができず、その最大の職員数（定員）は、当該自治体の定数条例によって決められている。
- 定年引き上げ／2023年度から国家公務員・地方公務員の定年年齢が、従来の60歳から65歳まで、2年おきに1歳ずつ段階的に引き上げられることとなる。制度完成は2032年。

## と

- 統一行動／自治労の方針で言う統一行動とは、すべての県本部・単組が、一斉（同一日）に、同じ行動（戦術行使）を起こすことを指す。一般には、労働組合、政党などが組織の違いを超えて、要求を統一して同じ行動を起こすことを言う。
- 統一自治体選挙／4年に一度、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」によって全国的に選挙期日を統一して行うものを指す。マスコミ等では「統一地方選挙」と呼ぶことが多い。戦後、1947年4月に全国で首長・議会議員の選挙を実施したことにさかのぼる。首長の任期途中の解職など諸事情で、選挙年が「統一」からずれる自治体もある。
- 動員／会議、集会などのとき参加者を組織的に集めるよう呼びかけること。
- 闘争指令／春闘や人勧、確定闘争勝利など目的達成のために中央本部から県本部、単組にむけて出される指令。ストライキなどの闘争を構えるにあたり、本部委員長が中央闘争委員長として闘争を発令する。

## は

- 旗開き・旗納め／「旗開き」は組合の仕事始め、「旗納め」は組合の仕事納め。
- 8時間労働制／働く時間の最高限度を1日8時間に制限する制度のこと。1日を週休日とし、1週間の最高労働時間を48時間とすることと同じ概念から生じた制度。1919年、ILOが

第1回総会で第1号条約として宣言し、労働時間立法の目標とされた。

## ひ

- ビラ／主に宣伝用、アピール用につくる小さな印刷物で、不定期に発行するものをいう。ビラは労働組合の教宣活動の一手段であり、機関紙・誌の補助的役割を果たしている。

## ふ

- 不当労働行為／使用者が労働者の団結権、団体交渉権、争議権の三権を侵害する行為。組合活動への参加を理由とする不利益待遇、組合加入を妨げる行為、団体交渉の拒否、組合結成・運営に支配介入することなどがあげられる。労働組合法7条は、不当労働行為を禁止している。
- 分限処分／地方公務員法27条2項に基づく処分のこと。同項は、地方公務員の免職、休職、失職、降任といった処分事由・基準を明記したもの（例えば刑事事件で起訴されたら休職になるなど）。しかし公務中の事故であっても、起訴され有罪が確定してしまうと免職となる可能性がある。このような事態を回避するため、自治労は、各自治体の分限条例に特例条項を設けるよう取り組んでいる。

## ほ

- 骨太方針／政権が進める「経済財政運営と改革の基本方針」の略称。首相が議長を務め有識者を交えた、「経済財政諮問会議」でまとめる。2001年、官僚主導ではなく、首相官邸が政治主導で予算を作るために始まった。

## み

- 未加入、未加盟、未組織／未加入とは、組合が組織され自治労にも加盟しているのに、組合に入っていない人のこと。未加盟とは、組合が組織されているのに自治労に加盟していない組合のこと。未組織とは、いまだ組合が組織されていないこと。
- 民間準拠／公務員の賃金を、民間賃金に応じて決める方式。人勧での賃金決定の根拠の1つ。人事院が国家公務員の賃金に関する勧告を行うのは、毎年、物価・生計費ならびに民間賃金の動向などを調査し、民間賃金との格差が5%以上あった場合とされている。

## め

- メーデー／毎年5月1日、全世界の労働者が、団結の力と国際連帯の意思を示す統一行動日。1886年5月1日、アメリカ・シカゴで8時間労働制を要求するゼネラルストライキが行われたことを記念し、1889年、第2インターナショナル創立大会で、毎年5月1日を、8時間労働制などを要求する「国際労働示威の日」とすることを決定したのが起源とされる。

## や

- ヤマ場／回答指定日あるいはストライキなどの戦術配置の集中する時期を「交渉のヤマ場」という。

## ゆ

- 有給休暇（年次有給休暇）／一定の勤務日数を経た者に、週休日のほかに毎年一定日数の休暇を与え、その賃金を保障する制度。労働基準法では、前6ヵ月の全労働日の8割以上出勤した者に権利が生じ、10労働日の有給休暇が与えられる。
- ユニオンショップ／労使間の協定（労働協約）により、会社が雇用する労働者に組合加入を義務づける制度。会社は組合に加入しない者や組合から除名された者を解雇することを義務づけられる。これに対しオープンショップとは、使用者が労働者を雇用する時に労働者の組合加入を雇用条件としない制度。公務員の労働組合はユニオンショップ協定を結ぶことはできないため、すべてオープンショップである。

## ら

- ラスパイレス指数（ラス）／地方自治体の職員構成（学歴別・経験年数別構成）が国と同一であると仮定して、その団体の平均給与を求めた上で、国の平均給与額を100として算出した指数。総務省は毎年自治体職員の給与水準をこのラスパイレス指数として発表している。

## ろ

- 労働安全衛生法／労働災害、職業病の増加に対応し、労働基準法の「安全・衛生」の部分を、独立拡充して災害防止対策を強化するため、1972年4月に制定された。
- 労働基準法／略称を労基法という。戦後の民主化政策に基づいて1947年に制定された。労基法制定の本旨は、①労働条件に一定の最低基準を設けて、それ以下への低下を防ぐ、②労働関係に残存する封建的慣行の除去、③職場生活以外の使用者の支配、介入の排除、の3点からなっている。
- 労働金庫（労金、ろうきん）／労働組合、生活協同組合その他労働者団体が設立した金融機関。労働金庫法（1953年制定）に基づき、加入団体が行う福利共済活動資金や団体会員の生活資金の貸し出しを主な業務としている。
- 労働組合法／労働者の基本権としての団結権の保護を目的として1949年6月10日施行された法律。労働組合の資格を定め、使用者による労働者の団結の侵害、団体交渉の不当拒否などを不当労働行為として禁止している。また正当な組合活動・争議行為の刑事・民事責任の免責を定めている。
- 労働災害／労働者が業務上負傷し、病気にかかり、または死亡する事故をいう。これが発生した場合には、労働基準法は使用者に被災労働者に対する補償責任を負わせている。実際の補償は、使用者が強制加入する労災保険制度によってなされる。
- 労働審判員制度／裁判官と、連合等の推薦を受けた労働者側審判員、経団連等の推薦を受けた使用者側審判員の3人で、労働者と使用者との個別労使紛争の解決をはかる制度。

## わ

- ワークライフバランス／仕事をしながら充実した私生活・生き方の実現をめざす考え方。
- 割増賃金／時間外労働、休日労働、深夜労働をした場合に、使用者が所定の賃金に加算して支払うことを義務づけられる賃金。
- 割り戻し金／剰余金の処分の一形態。自治労共済生協では、総代会の承認を得て、利用高割り戻しという組合員への直接還元方式で、共済事業を利用した分に応じ、利益を還元する。